

活動地域

埼玉県全域  
(重点的に活動している地域) 全域

支援対象

低額所得者	被災者	高齢者	障害者	子どもを養育している者
外国人	中国残留邦人	児童虐待を受けた者	ハンセン病療養所入所者	DV被害者
拉致被害者	犯罪被害者	保護観察対象者	刑の執行等のため矯正施設に収容されていた者	
困難な問題を抱える女性	生活困窮者	大規模災害被災者	海外からの引揚者	新婚世帯
戦傷病者	児童養護施設退所者	性的マイノリティ	UIターンによる転入者	原子爆弾被爆者
			住宅確保要配慮者の生活支援をする者	

(留意事項) 特になし

法人案内

弊社は、高齢、障がい、保証人不在などの理由で居住の継続やご転居で困っているお客様などに対し、賃貸契約が終了するまで支援いたします。

また、賃貸契約に必要な緊急連絡先がご不在の場合も、安否確認を行っている法人などをご提案して、賃貸契約のお手伝いをいたします。

家賃債務保証



家賃債務保証の引受



入居前支援



住まいに関する情報提供・相談



不動産店の紹介



保証人・緊急連絡先の引受



弊社の提携不動産会社のネットワークを通じて、高齢者、障がい者、その他住宅の確保にお困りの方の賃貸住宅への円滑な入居促進のため、家賃保証の提供、住宅情報の提供・相談などの生活支援をサポートいたします。

残置物処理等業務



賃貸借契約の解除



弊社の保証委託契約者のみ

残置物の処理



弊社の保証委託契約者のみ

入居者が死亡すると、賃借権とお部屋に残された家財の所有権は相続人に承継されます。しかし、相続人の有無や所在が分からない場合、賃貸借契約の解除や家財の処分が困難になることがあり、このようリスクが原因で貸主がお部屋を貸すのを躊躇するケースが増えています。

国交省および法務省は、このような背景から「残置物の処理等に関するモデル契約条項」を策定しており、弊社はこの取り組みに賛同し、保証の契約時に家財の処理等の委託について、入居者(保証の契約者)より同意をいただくようにしています。

